

櫛谷町防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド

平成30年3月作成

櫛谷町防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- ・震度6以上の大地震や大規模な風水害が発生し、被害が拡大する恐れがある場合
- ・櫛谷町を含む地域に特別警報が出された場合

活動方針

- ・地域住民が安全に生活できるように、また、大災害時に安全に避難できるよう
に、平素から準備や対策等様々な取り組みを行う。

防コミ運営本部設置場所	櫛谷連絡所、福祉センター または、災害発生ブロック、近隣の会館、公会堂、集会所
ブロック本部設置場所	櫛谷連絡所、各ブロックの会館、公会堂、集会所
防災資源機材庫	一次避難所である会館、公会堂、集会所付近 ※地図参照
避難所	櫛谷小学校 (河川氾濫、橋の破損等の場合は、地域特性として櫛谷中学校 や、竹の台中学校への一時避難を考慮)
一次避難所	各ブロックの会館、公会堂、集会所
福祉避難所	大慈吉祥園・大慈弥勒園・ケアハウス大慈 ※開設にあつては、人数、施設状況、物資の確保状況等々を踏 まえ市が判断します。まずは、避難所か、一次避難所へ避難し てください。(要援護者等)
防火用水	河川、溜池、各集落防火水槽、消火栓、農業用パイプライ ン、一般家庭用水道
災害時用住民名簿	各ブロックの会館、公会堂、集会所、若しくはブロック長
防災無線保有者	防コミ本部長
地域内危険箇所一覧	神戸市防災マップ、櫛谷地区防災マップ

避 難 情 報 の 種 類

避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)と、そ の支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くに安全な場 所への避難や、自宅内の、より安全な場所に避難しましょう。
避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くに安全な場 所への避難や、自宅内の、より安全な場所に避難しましょう。

<災害対策本部チェックリスト> は、その行動が完了したら ✓ をつける

①風水害

【災害発生前】

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック(自治会)長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者(※1)に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等)。

(※1) 事前に作成している災害時要援護者名簿を基に、自主避難できない災害時要援護者の援助者に「避難の手助け準備」の要請連絡を行う。

3. 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておく。

4. 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所への避難が困難な方、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人に助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊娠婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

5. 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

<災害対策本部チェックリスト> は、その行動が完了したら ✓ をつける

【災害発生直後】

1. 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2. ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な住民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は「救出、救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成する。

3. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4. 安否確認

- ブロック毎に事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5. 救出、救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6. 区や消防署への連絡

- 局部的災害時の区や消防署からの連絡受信。
- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7. 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

<災害対策本部チェックリスト> は、その行動が完了したら ✓ をつける

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1. 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、すぐに火を止める。（緊急地震速報・Jアラート受信時すぐに）
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出、救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2. ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な住民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成する。

3. 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4. 安否確認

- ブロック毎に事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 最近の要援護者情報を、民生、児童委員等と協力し安否確認を行う。
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5. 消火活動

- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6. 救出、救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
※救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7. 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8. 区や消防署への連絡

- 局部的災害時の区や消防署からの連絡受信。
- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9. 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿の作成

<事前指示書>

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

<情報収集・伝達手順>

1. 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

局部的災害時の区や消防署からの連絡受信。

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2. 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

<事前指示書>

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に災害時の要援護者名簿を民生・児童委員等と協力し、作成しておくこと。
- (2) 災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- (3) 最近の情報については、民生・児童委員、援助者等と協力すること。

<訪問先での確認順>

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください

2 声かけ、呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

シールの色分け

- | | | |
|---------------|----------------|---------------------|
| ●支援の必要あり
赤 | ●安否の確認できず
黄 | ●確認済み・支援の必要ななし
青 |
|---------------|----------------|---------------------|

<事前指示書>

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護(応急手当)を実施する。

<救出,救護手順>

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは、清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

<事前指示書>

消火活動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割振り

<消火活動手順>

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようする
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は、漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは、筒先の反動力を考え徐々に行う。

<事前指示書>

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

<避難支援のポイント>

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、「福祉避難所」として 359 箇所(平成 29 年 12 月現在)を指定しています。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※ 福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

※ 地域福祉センターについては、地域団体において、対応可能な人員や物資の確保が出来る場合に限り、地域独自の判断で開設いただくことも可能です。その場合は、対象者の判断や運営について、区災害対策本部と十分に協議いただくよう、お願いします。

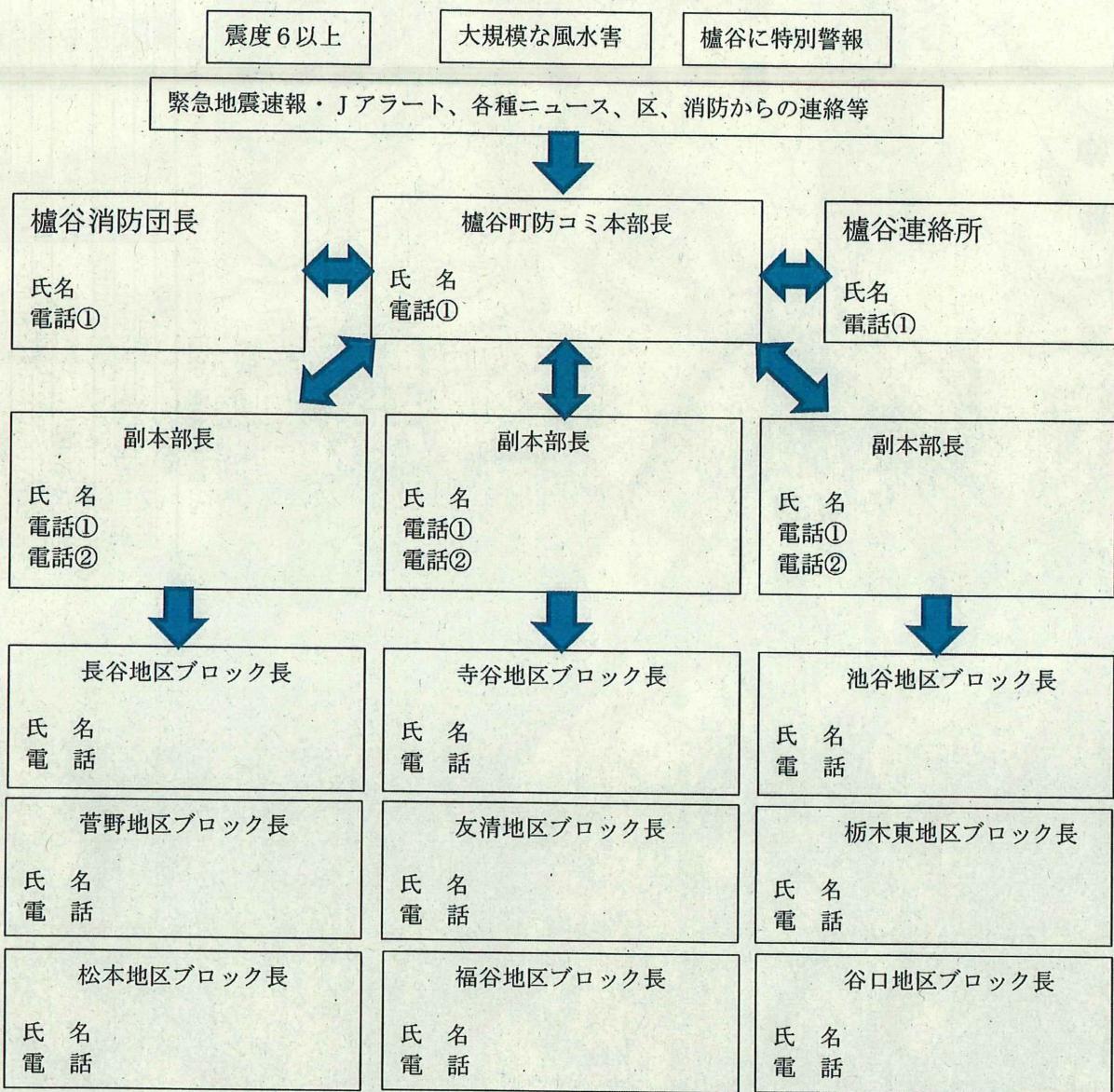
檍谷地区 防災資機材庫

(平成 30 年 2 月末調査)

用途	品名	ブロック 水防倉庫 連絡所	松本	菅野	谷口	栃木東	栃木西	長谷	池谷	福谷	友清	寺谷
			○	○								○
鍵保管者	自治会長											
	その他	消防団 連絡所										法人 役員 長
消 火 用	動力消防ポンプ											
	消防用ホース											
	消火器											
	布バケツ											
	消火用 B O X											
	自立式簡易水槽											
水 防 資 機 材 ・ 救 助 用 資 機 材 等	P P 袋	1000										
	防水シート	70										
	P P 繩 (巻)	8										
	鉄線 (kg)	30										
	スコップ	20										
	のこ	15										
	鎌	10										
	ツルハシ	5										
	一輪車	1										
	掛矢	4										
	ハンマー	6										
	ペンチ	4										
	標識ロープ(m)	400										
	木杭	280										
	鉄杭	50										
	ボルトクリッパー	2										
	シノ	4										
	コンパネ	8										
	バール	4										
	救命ブイ (浮環)	1										
	救命胴衣	5										
	斧	13										
	広報・訓練用拡声器											1
	二連梯子											1
	はしご兼用脚立											1
	炊き出し用 大鍋				2							
	カセットコンロ				2							

※連絡所の水防倉庫内物品は、平成 28 年 12 月末現在数。西建設事務所にその他資材あり。

櫛谷防コミ 災害時緊急連絡体制



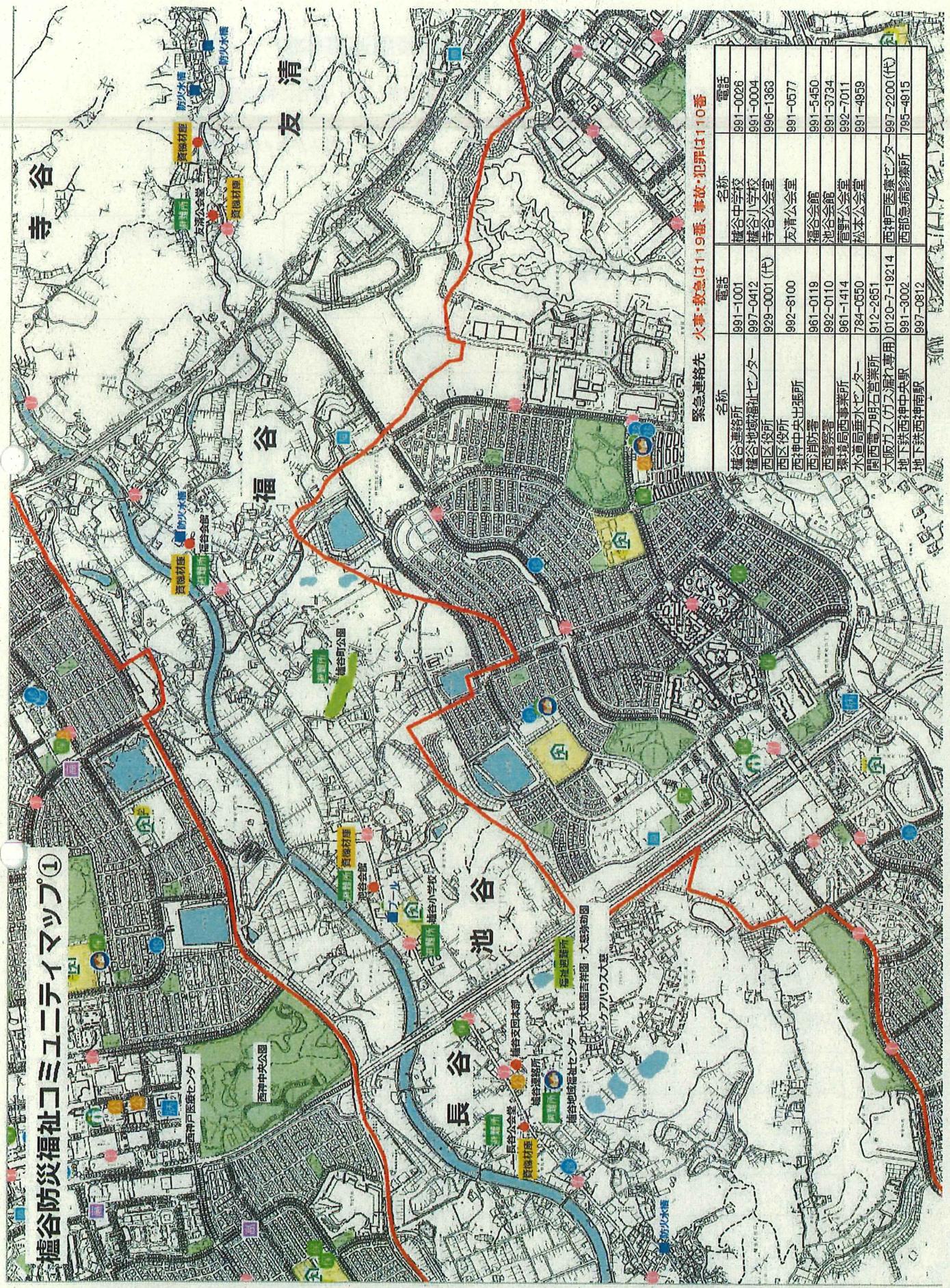
注記

- 1 栃木西地区へは、本部長が連絡する。
- 2 公共機関より、直接副本部長が連絡を受けた場合、本部長・副本部長に伝える。
副本部長は、受けた内容を上記に従い各地区ブロック長に連絡する。

その他連絡先

氏名	電話番号	氏名	電話番号
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

※個人情報のため、了承のもと、手書きとし、管理を徹底してください。



権谷防災福祉コミュニティマップ①

